

令和 8 年度 学校いじめ防止基本方針

和泉市立南池田小学校

平成 31 年度 作成

令和 8 年 改訂

第一章 いじめ防止に関する理念・定義・組織・計画等

1 基本理念

本校の学校教育目標は、「自ら学び つながりあい とともに育つ子」である。この学校教育目標の中にある、『ともに育つ子』には、対話的・協働的に学ぶ子どもの育成をめざすとともに、自他の命を大切にし、他者の気持ちを思いやることのできる豊かな道徳的人権的感覚の醸成を図るねらいも含まれている。この道徳的人権的感覚の醸成こそが、いじめを未然に防ぐ基本理念と考える。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくり、学校づくりを行っていくことである。

このことを、全教職員が誠心誠意行うことが、いじめ事象の発生、深刻化を未然に防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童が一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話、ゲーム機器で、誹謗中傷および嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」(チーム会議)

(2) 構成委員

校長・教頭・首席・生活指導担当・養護教諭・支援教育コーディネーター
 該当学年の全担任・スクールカウンセラー

(3) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・未然防止の推進
- ・いじめやいじめと疑われる行為の対応
- ・いじめアンケート実施
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・教職員のいじめに対する共通理解と意識啓発の促進
- ・年間計画進捗状況のチェック
- ・取組みの有効性の検証
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

	学校全体で取り組むこと		学校全体で取り組むこと
4月	いじめ対策委員会の年間計画と基本方針の確認 人権教育年間計画の作成 支援交流会年間計画の作成	10月	いじめアンケート実施 いじめアンケートに基づく情報交換 いじめ対策委員会進捗状況確認会議
5月	いじめ防止基本方針改訂検討会議 児童報告会	11月	個人懇談会にて保護者との情報共有
6月	いじめアンケート実施(1年～6年) いじめアンケートに基づく情報交換	12月	
7月	個人懇談会にて保護者と情報共有 いじめ対策委員会進捗状況確認会議 いじめ防止対策研修	1月	
8月	校内人権教員研修	2月	いじめアンケート実施 いじめアンケートに基づく情報交換会 いじめ対策委員会進捗状況確認会議
9月		3月	人権教育・集団作り等の年間反省と取組みの見直し (人権教育実践報告会) いじめ対策委員会において反省会議

※未然防止の取組みは、各学年で「特別活動・道徳・人権教育」等を活用して年間を通して行う。

※あのね終礼（毎週火曜日）で、気になる児童や学級の情報交換を行う。

※月1回チーム会議を行う。チーム会議では、学年会や各部会から収集した児童の情報を交流し、必要があればケース会議を参集したりする。

5 取組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ不登校対策委員会は年3回、進捗状況確認会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、現在の状況など必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第二章 いじめ未然防止

1 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自ら作り出していくことが大切である。

そうした未然防止の取組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の把握をしたり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などを検証したりして、どのような改善を行うかを定期的に検証し、体系的、計画的にPDCAサイクルに基づく取組みを継続していくことが必要である。

2 いじめに向かわない態度や能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見に相違があっても互いに認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

3 いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、地域等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが大切である。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動、スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という種類の認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるものである。また、障がいや特性について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる必要がある。

4 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広く大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

なお、社会性や自己有用感、自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

5 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組み（児童会によるいじめ撲滅の宣言など）を推進する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

なお、児童会がいじめの防止に取り組むことは推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参

加できる活動になっているかどうか、チェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

第三章 早期発見・早期対応

1 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえば、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定のグループ内で行われるいじめについては、被害者から訴えがなく、周りの児童も教員も見逃しやすいので、注意深く対応する必要がある。

2 いじめの早期発見のための措置

- ①学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ②保護者と連携して児童を見守るため、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ③児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し、保健室やカウンセリングルーム等の利用、電話相談窓口について広く周知していく。
- ④教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ⑤定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有し、事後の指導に生かしていく。

学級集団チェックシート 担任用

学級集団 チェックシート

	チェック	チェック項目
1		休み時間等に固定化した少人数のグループに分かれる傾向がある
2		学校の行き帰りや休み時間等にいつも一人で過ごしている子がいる
3		班活動や集団活動のとき等に一人である
4		学級の子どもたちが特定の子どもの失敗や規則違反に敏感に反応する
5		昼食時などの子どもたちの会話に、度を過ぎたふざげや、からかうような笑いが頻繁にみられる
6		ニックネームやあだ名が偏って使用されている
7		子どもどうしの会話で、言葉がきつくなっている
8		持ち物などに流行が見られたり、持ち物の自慢をしたりする子どもが増えている
9		まじめに取り組むことをひやかすような雰囲気が生まれている
10		授業中にあまり手を挙げる子が増えている
11		学校のルールなどを守らない雰囲気ができている
12		教職員に距離を置く子どもが増えた
13		

家庭生活チェックシート 家庭用

家庭でのサインに敏感になるために

I ちょっと気になる段階

チェック	チェック項目
	元気がなく、イライラしている
	朝晩のあいさつや、話をしなくなった
	持ち物をよくなっていく
	食欲がなくなっている
	家族に乱暴な態度をとる
	帰ってくると服が汚れている
	お金をねだる
	友だちからの電話に対して対応が暗い
	急に成績が下がる

II 対応が必要と思われる段階

	チェック項目
	教科書やノートに本人の筆跡ではない落書きがある
	悪口の書かれた手紙がある
	家のお金がなくなっている
	身体に不自然な傷やあざがある
	友だちからたびたび呼び出され、いやそうに外出する
	買った覚えのないものを持っている
	夜、寝られなかったり、夜中にうなされたりする
	友だちが急に遊びに来なくなり、ひとりぼっちのことが増えた
	学校に行きたがらない
	衣服に破れや、靴のあとがある
	たびたび持ち物がなくなったり、壊れたりしている

いじめ未然防止・早期発見・早期対応のための校内体制

いじめを許さない学校づくり

- いじめの態様や特質、原因・背景・具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を図る。
- 児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気を学校全体に根付かせるよう努める。
- 児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する。

観察 情報収集

- 日常的な観察
(休憩時間・給食・掃除・雑談)
- いじめアンケートの活用
- 教職員間の情報交換
- 保護者等からの情報提供

いじめ対策委員会

- 校長 教頭 首席
 - 生活指導担当 養護教諭 教育支援 Co
 - 該当学年の全担任 スクールカウンセラー
- 〈内容〉
- ・学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・未然防止の推進
 - ・いじめやいじめと疑われる行為の対応
 - ・関係機関との連絡
 - ・保護者への対応
 - ・教職員の資質向上のための校内研修

いじめの早期発見・早期対応

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした指導を行う。
- いじめの事実関係の追求に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- 担任のみで解決しようとするのではなく、関係者全員で取り組むとともに、市教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- 学校、家庭、地域社会、関係者が一体となって早期解決に取り組む。

再発防止

- 児童の心を育てる
- 職員的心・技を磨く
- 組織対応力をつける

いじめられている児童の保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連携体制を確立する。

いじめている児童の保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情(怒り・不安・自責の念)を理解する。
- 被害者への謝罪の意義を伝える。
- 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

いじめられている児童

- 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。
- 安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- 自信：良い点を認め、励まし、自信を与える。
- 回復：人間関係(交友関係)の確立を目指す。
- 成長：本人自身の自己理解を深め、自立支援を行う。
- 心理的ケアを十分に行う。

観衆・傍観者等

- グループ等への指導を行う。
- 学級全体への指導を行う。
※自分の問題として考えさせる。
「いじめは絶対に許されない行為」
- 学年及び学校への指導を行う。

いじめている児童

- 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
- 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- 内省：いじめられた子のつらさに気づかせる。
- 処遇：課題解決のための援助を行う。
- 回復：体験活動等を通じて、所属感を高める。
- 心理的ケアを十分に行う。

職員会議

学年会

いじめの把握

関係者への対応

役割連携
組織的対応
共通理解

第四章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校におけるいじめ対策委員会に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

いじめ発見・通報を受けたときの対応マニュアル

① いじめを発見・通報を受ける。

[発見者]

☆報告（初期対応用報告用紙 → いじめ初期対応報告ファイルに記入）

【加害者と被害者の確認】誰が誰をいじめているのか？

【時間と場所の確認】いつ、どこで起こったのか？

【内容】どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？

【背景と要因】いじめのきっかけは何か？←加害の側の子どもの行動の正当化に引き込まれないように 注意。

【期間】いつ頃から、どのくらい続いているのか？

- ②管理職に連絡。
 - ③いじめ対策委員会を招集。 具体的な対応方針を検討し、対応方針を決定。全教職員に報告し、情報の共有化。
 - ④情報把握(児童の状態に最大限の配慮をする) 事実確認。指導記録。聞き取りの内容を時系列で整理し、情報の管理を徹底する。
 - ⑤把握した情報を所轄の教育委員会へ報告。必要に応じて他の外部機関に連絡学校だけで対応が困難な場合、支援を要請。
- ※対応については、巻末の様式Ⅰに記録する。

いじめが「解消している」とは

いじめが解消しているとは、次の2つの要件を満たされる必要がある。

- ① いじめ行為が止んでいること 止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、感じていないとされる場合。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行していく。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、原則その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断すべきものである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

6 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害

が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組みについても周知する。パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

第五章 指導体制・研修等

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。加えて、学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成や実施にあたっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に複数回以上、いじめをはじめとする生活指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施を行う。

3 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

4 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無や

その多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組み等が評価されるよう、留意する。

5 地域や家庭との連携について

学校いじめ防止基本方針について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

第六章 重大事態の対処・報告等

【重大事態の意味】

いじめ防止対策推進法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例) ・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

1. 重大事態の報告

○「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階も含め、重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行う。また、児童や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして同様に報告を行う。

2. 総合教育会議の開催①

○市長は、総合教育会議を開催し、重大事態にかかる情報の共有を図るほか、今後の対応方針について協議を行う。

3. 調査の実施

○教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体を判断する。

①学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめ対策委員会」が調査を行う。

教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

②教育委員会が主体となって調査を行う場合

全ての調査委員が第三者で構成された、教育委員会の附属機関である「市いじめ問題調査委員会」が調査を行う。教育委員会は、必要な事務局機能を担う。

※学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合、事案の経緯や特性等を踏まえ、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い場合には、「市いじめ問題調査委員会」が調査を行う。

4. 調査結果の報告及び提供

- 学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて市長に報告する。また、教育委員会の附属機関が主体となった場合も、教育委員会が、市長に報告する。
- 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。その際、調査結果を市長に報告する際に、いじめを受けた児童や保護者からの所見書を併せて市長へ提出することが可能であることを説明する。
- 調査結果の説明は、基本的には調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭により説明する方法により行う。
- 説明の結果、調査報告書に対して、いじめを受けた児童や保護者と事前に確認した調査事項に調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、当該児童や保護者の意向を確認した上で、学校又は教育委員会が追加で調査を行う場合がある。
- 学校又は教育委員会は、いじめを行った児童やその保護者に対しても、調査報告書の内容について説明する。
- 学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて市長に報告する。また、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が、市長に報告する。また、いじめを受けた児童や保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明する。

5. 調査報告書の公表

- 調査報告書の公表については、「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン（以下「公表ガイドライン」という。）」に基づき、教育委員会が公表の有無を決定する。また、公表を行うこととした場合、公表の仕方及び内容についても、「公表ガイドライン」に基づき、公表する。

6. 総合教育会議の開催②

- 市長は、総合教育会議を開催し、学校及び教育委員会の附属機関による調査の結果や重大事態へのこれまでの対応について検証を行う。
- 再調査を行わない場合は、再発防止策等について協議を行う。

7. 市長による再調査等

○4の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要であると認めるときには、法30条第2項に基づき、再調査を行う。

○再調査は、公平性・中立性を図るため、当該重大事態の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成した「和泉市いじめ問題再調査委員会」を設置して行う。

○いじめを受けた児童及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、再調査の進捗状況及び結果を説明する。

8. 総合教育会議の開催③

○市長は、総合教育会議を開催し、いじめ問題再調査委員会の再調査結果を踏まえ、再発防止策等について協議を行う。

○市長と教育委員会は、自らの権限と責任において、当該重大事態への対処や再発防止等に必要な措置を講じる。

9. 議会への報告

○市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を市議会に報告する。

○報告については、個々のプライバシーに対して十分配慮すること。

いじめはどの子にも、どの学校でも起こりえる問題として捉える

迅速かつ組織的に

予防

実態の把握

情報収集

- ・迅速かつ正確に行う
- ・情報源を明かさない
- ・文言を統一する
- ・アンケート調査を実施する

いじめの未然防止・対応

家庭でのサイン

保護者・地域住民

相談

担任・学年・他学年教師・教科担当教師

本人

情報提供

児童・教師

学校でのサイン

周囲の児童

関係教諭

事実関係の究明

PTA 役員

保護者説明

学校だより

指導方針の作成

いじめ対策委員会

生活指導担当

校長・教頭

職員会議

教育委員会

家庭訪問

関係者への対応

被害者への対応

加害者への対応

傍観者・観衆への対応

保護者の対応

地域・マスコミへの対応

学級担任

養護教諭等

スクールカウンセラー

学級担任

関係教諭

生活指導担当

学級担任

生活指導担当

学年担任

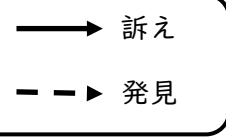
学級担任

養護教諭等

スクールカウンセラー

校長

教頭



どんな些細なことでも必ず報告する。

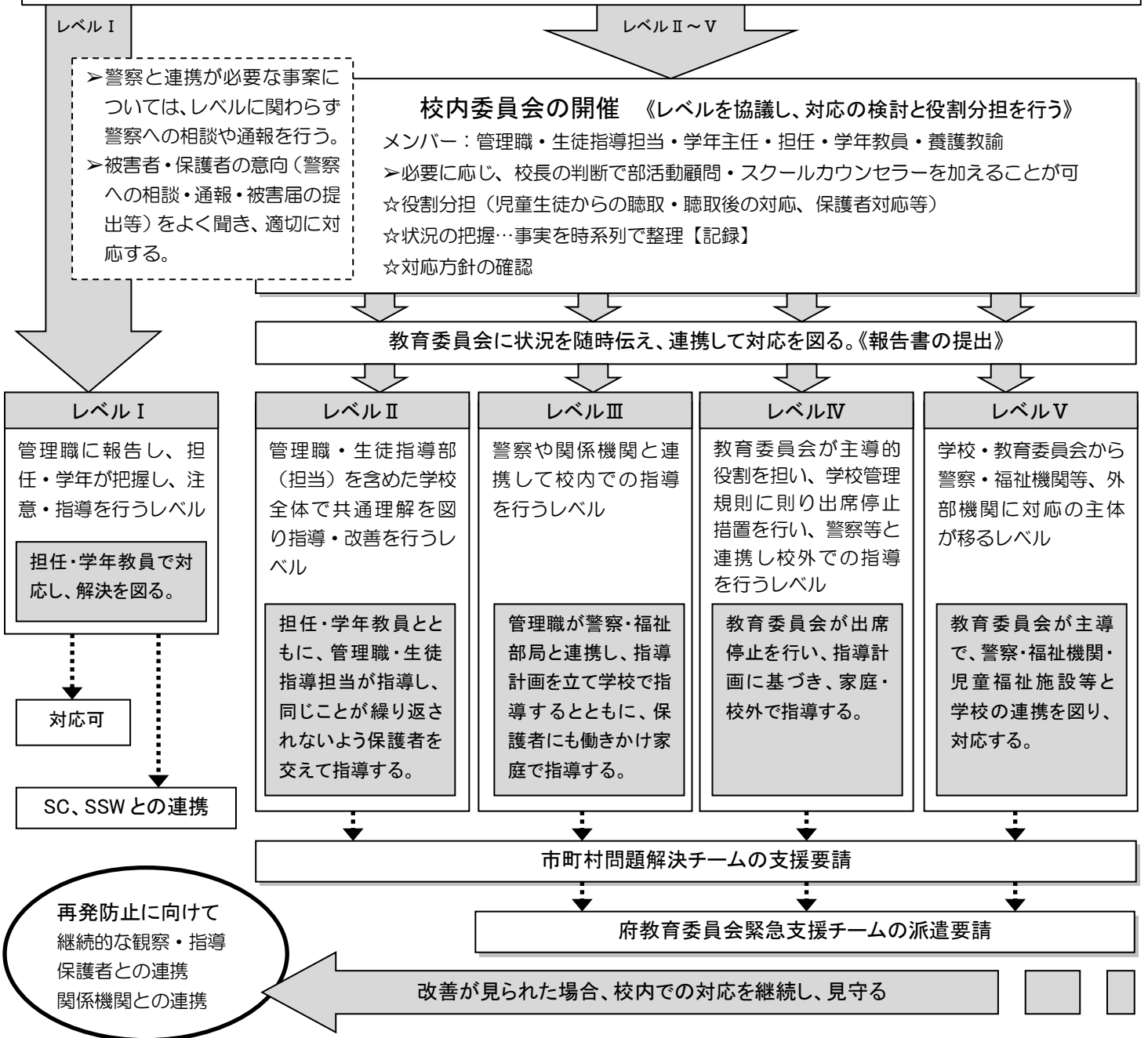
- 校長
- 教頭
- 首席
- 生活指導主任
- 養護教諭
- 教育支援 Co
- 該当学年の全担任
- スクールカウンセラー

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料に基づき作成

ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
 - ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
- ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
- ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの)
- 脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
- 暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらぬもの)
- ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

府教育委員会のサポート体制（日常・緊急）

1) 学校への直接的なサポート

○スクールカウンセラー（SC）

スクールカウンセラーは、心理検査や心理療法によって、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家である。子どもや保護者の心理的な葛藤をときほぐすために、カウンセリングにより問題解決を図る。

※週1回全公立中学校に配置。校区の小学校も活用が可能。

2) 市町村教育委員会へのサポート

○スクールソーシャルワーカー（SSW）

スクールソーシャルワーカーは、子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家である。子どもが置かれた背景や状況に焦点をあて、福祉関係機関等と連携・調整を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る。また、家庭や福祉関係機関とのネットワークを活用し、教職員と協働体制をとって課題の解決にあたる。

※年度当初に担当SSW及び年間派遣回数を決め、中核市を除く全市町村教育委員会へ派遣。状況に応じ年度途中の派遣回数の増加も可能。

○スクールロイヤー（SL）

スクールロイヤーは、いじめや暴力行為等の事案への早期対応、早期解決を図るため、関係機関と連携した支援や再発防止等について、司法の観点を踏まえた対応について、市町村教育委員会及び学校への助言を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、担当スクールロイヤー（弁護士）を定め必要に応じて派遣等を行う。

○学校体制支援リーダー

学校体制支援リーダー（校長OB）は、生徒指導が困難な状況にある公立小・中学校において、問題行動の状況や生徒指導体制の現状を把握するとともに、市町村教育委員会指導主事及び管理職等と相談しながら今後の取組のプランを作成し、専門家の活用や地元警察署や少年サポートセンターとの連携の助言・調整を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、当該小・中学校に集中的に派遣。必要に応じて、緊急支援チームのスタッフともなる。

3) 緊急時の市町村教育委員会・学校へのサポート

○緊急支援チーム

緊急支援チームは、いじめや不登校、児童虐待や暴力行為等、学校・市町村教育委員会だけでは解決が困難な事案や児童生徒の命にかかわる緊急かつ重篤な事案に対し、心のケアや二次被害の防止、指導体制の再構築による生徒指導上の課題の克服等について、市町村教育委員会・関係機関と連携し専門的な立場を生かした支援を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じて、府教育委員会指導主事・臨床心理士・社会福祉士・弁護士・精神科医等から必要な分野の専門家を緊急支援チームとして編成し、市町村教育委員会及び学校に緊急派遣する。

〈構成メンバーと役割〉

- ▶ 府教委指導主事…学校や市町村教育委員会の対応全般に関わる支援や助言を行う。
- ▶ 臨床心理士…児童生徒の心理面や悩みに関する相談、環境整備等の支援を行う。
- ▶ 社会福祉士…福祉関係機関との連携や児童生徒及び家庭への支援を行う。
- ▶ 弁護士…法的な観点から児童生徒及び保護者への対応に関する助言を行う。
- ▶ 精神科医…児童生徒に医療的な支援・対応や介入等が必要な場合の相談・助言を行う。

〈緊急支援チーム派遣のイメージ〉

